

1. 高浜発電所4号機原子炉冷却系統設備配管取替工事に係る使用前検査申請書の再提出について

平成23年2月23日	高浜発電所4号機の原子炉冷却系統設備の配管の取替工事※ ¹ に係る工事計画届出を経済産業大臣へ提出。
平成23年5月19日	使用前検査一号検査の受検申請書を経済産業大臣に提出。
平成23年6月16日	一号検査が受検可能な準備が整ったことから、「平成23年10月28日」に検査希望年月日を変更し、申請書を再提出。
平成23年8月19日	使用前検査五号検査の受検申請書を、経済産業大臣に提出。
平成23年10月13日	工事計画に変更が生じる可能性があったことから、一号検査および五号検査の検査希望年月日を未定として申請書を再提出。
平成25年7月8日	新規制基準が施行
本日	原子力規制委員会による審査の結果、工事計画に変更が生じる可能性がなくなるなど、受検するための準備が整ったことから、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律および電気事業法に基づき、一号検査の検査希望年月日を「未定」から「平成27年12月」へ変更し、五号検査の検査希望年月日を「未定」から「平成28年1月」へ記載内容を変更するとともに、工事の工程に関する説明書の記載内容を変更のうえ、使用前検査を受検するための申請書を原子力規制委員会と経済産業大臣へ再提出した。

※1：原子炉冷却系統設備配管において、製造過程で強い力による曲げ加工を行うことで生じる硬化層を有する曲げ管を使用している部位があるため、予防保全の観点から、これらについて硬化層が形成されない曲げ管へ取り替えるもの。

2. 高浜発電所4号機原子炉冷却系統設備弁・配管他改造工事に係る使用前検査申請書の再提出について

平成23年5月19日	高浜発電所4号機の原子炉冷却系統設備の弁・配管他の改造工事※ ¹ に係る工事計画認可を受領し、使用前検査一号検査の受検申請書を提出
平成23年6月16日	一号検査が受検可能な準備が整ったことから、検査希望年月日を「平成23年10月28日」に変更し、申請書を再提出
平成23年8月19日	使用前検査五号検査の受検申請書を、経済産業大臣に提出。
平成23年10月13日	工事計画に変更が生じる可能性があったことから、一号検査および五号検査の検査希望年月日を未定として申請書を再提出
平成25年7月8日	新規制基準が施行
本日	原子力規制委員会による審査の結果、工事計画に変更が生じる可能性がなくなるなど、受検するための準備が整ったことから、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律および電気事業法に基づき、一号検査の検査希望年月日を「未定」から「平成27年12月」へ変更し、五号検査の検査希望年月日を「未定」から「平成28年1月」へ記載内容を変更するとともに、工事の工程に関する説明書の記載内容を変更のうえ、使用前検査を受検するための申請書を原子力規制委員会と経済産業大臣へ再提出した。

※1：酸素型応力腐食割れに対する予防保全として炭素含有量を制限したステンレス材の配管に取り替えるとともに、合わせて系統の主要弁も取り替えを実施するもの。

3. 高浜発電所4号機蒸気発生器伝熱管補修工事に係る使用前検査申請書の再提出について

平成23年8月26日	高浜発電所4号機の蒸気発生器の伝熱管の補修工事 ^{※1} に係る工事計画届出を経済産業大臣へ提出
平成23年10月21日	使用前検査の受検申請書について、検査希望年月日を未定として、経済産業大臣に提出
平成25年5月23日	一号検査の一部が受検可能な準備が整ったことから、検査希望年月日を未定としたまま、工事の工程に関する説明書を変更し申請書を再提出
平成25年7月8日	新規規制基準が施行
本日	原子力規制委員会による審査の結果、工事計画に変更が生じる可能性がなくなるなど、受検するための準備が整ったことから、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律および電気事業法に基づき、一号検査の検査希望年月日を「未定」から「平成27年12月」へ記載内容を変更し、五号検査の検査希望年月日を「平成28年2月」として追加するとともに、工事の工程に関する説明書の記載内容を変更のうえ、使用前検査を受検するための申請書を原子力規制委員会と経済産業大臣へ再提出した。

※1：蒸気発生器伝熱管の渦流探傷検査の結果、有意な信号指示が認められたB蒸気発生器の伝熱管1本、C蒸気発生器の伝熱管1本の合計2本に対して、蒸気発生器の健全性を確保するため、施栓を行うもの。

4. 高浜発電所4号機原子炉容器出入口管台補修工事に係る使用前検査申請書の再提出について

平成23年6月23日	高浜発電所4号機の原子炉容器出入口の管台の補修工事 ^{※1} に係る工事計画届出を経済産業大臣へ提出
平成23年7月26日	使用前検査の受検申請書を、経済産業大臣に提出
平成23年10月13日	工事計画に変更が生じる可能性があったことから、一号検査の検査希望年月日を未定として申請書を再提出
平成25年7月8日	新規規制基準が施行
本日	原子力規制委員会による審査の結果、工事計画に変更が生じる可能性がなくなるなど、受検するための準備が整ったことから、本日、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律および電気事業法に基づき、一号検査の検査希望年月日を「未定」から「平成27年12月」へ記載内容を変更し、五号検査の検査希望年月日を「平成28年2月」として追加するとともに、工事の工程に関する説明書の記載内容を変更のうえ、使用前検査を受検するための申請書を原子力規制委員会と経済産業大臣へ再提出した。

※1：原子炉容器出入口管台と出入口管台セーフエンド溶接部の応力腐食割れに対する予防保全として出入口管台溶接部、内張り材及び出入口管台セーフエンドの一部について、耐応力腐食割れに優れた溶接材料（690系ニッケル基合金）にて全周溶接補修を行うもの。

以 上